

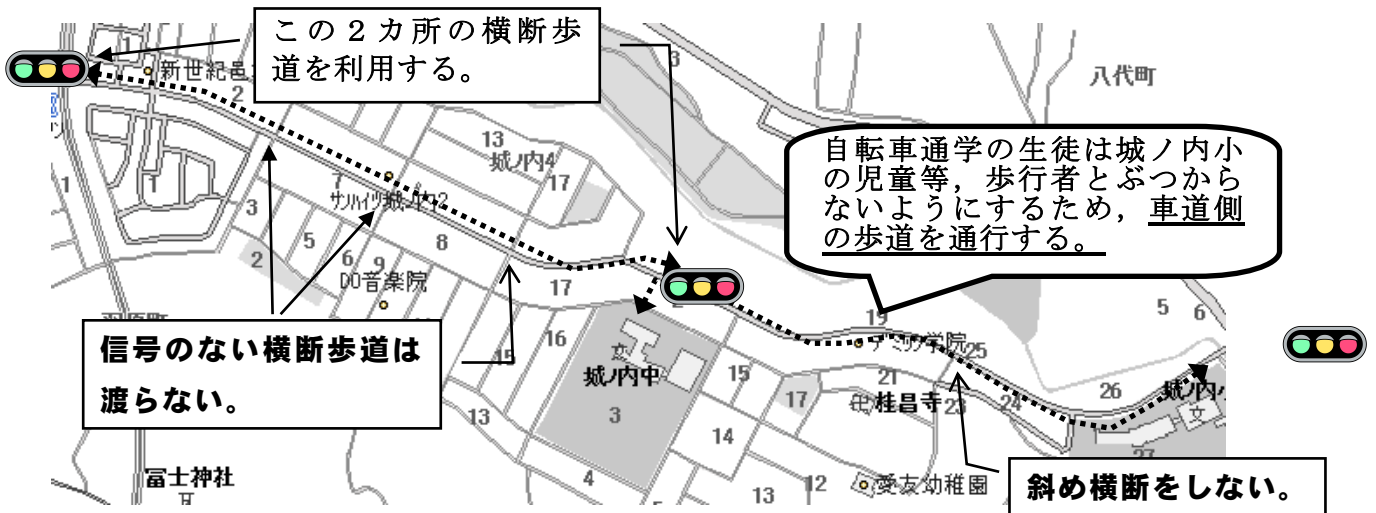
# 本校の通学路と自転車通学の規準

龍ヶ崎市立城ノ内中学校

## 1 本校の通学路

(1) 城ノ内中央交差点から学校までの通学路について

徒歩通学・自転車通学ともに主要道路（龍ヶ岡3号線）の両側歩道のみを通行し、**路地は通行しないこととする。信号機付き横断歩道のみ**を利用するものとする。ただし、この道路の南側（城ノ内3・5丁目）に住む生徒はこの限りではない。**新世紀邑は通り抜け（自転者、徒歩を問わず）しないものとする。**



(2) 長戸方面から学校までの通学路

Aルート…長峰沖の信号機付き横断歩道または白羽南交差点の信号付き横断歩道を利用して横断するものとする。

Bルート…下八代交差点から2021年に開通した県道を通り白羽交差点に出る。



## 2 自転車通学の基準

### (1) 自転車通学の対象生徒

①原則として自転車通学は、学校から2km以上離れた地区とする。

薄倉町、長峰町、半田町、高作町、塗戸町、板橋町、大塚町、  
羽原町（上羽原）、貝原塚町、泉町、松ヶ丘、  
藤ヶ丘1～5丁目（除く：1丁目23・24・25・26・27番地）、  
藤ヶ丘6丁目22番地15～25、6丁目25番地。  
白羽3丁目2番地18・12・16・17・18・19・20・22番地  
八代町1～78、3800～3999番地

②2km未満でも身体的理由等がある場合には、個別に検討するものとする。

### (2) 自転車通学許可願の提出・・・保護者説明会後各小学校へ提出

①保健・安全指導部で検討し、学校長が許可するものとする。

②入学後、本校自転車規則に従い、自転車点検に合格した者に学年色ステッカーを配付する。（令和5年度入学生は「赤色」）

※法律や諸規定に従わなかったり、不備や変形・改造自転車等の改善が見られなかったりする生徒に対しては、保護者と相談の上、自転車通学許可を取り消す。

## 3 部活動用の自転車の申請

### (1) 徒歩通学の部活動参加者に対し、自転車の利用を次の要件において許可する。

①通学用自転車と同様の形式の自転車を使用し、ヘルメットの着用等を遵守する。

②土日や祝日、夏休み等の長期休業日、市大会及び練習試合への参加のみ利用を許可する。

### (2) 入部届けと自転車通学許可願（部活動用）を提出し、自転車点検に合格した者に部活動用黄色ステッカーを配付する。2・3年生は、部活動継続届を提出後に配付する。

### (3) 部活動用の自転車通学許可願は入学後に配付する。